埼玉県受動喫煙防止対策実施施設等認証制度を 2019年6月1日開始。

埼玉県は、受動喫煙防止対策に積極的に取り 組み、法律上の義務を上回る対策を実施する 施設を認証します。



▼ 対象施設 ▼

飲食店、娯楽施設、事業所など

※学校、病院、児童福祉施設等の改正された健康増進法における第一種施設を除きます。

▼ 認証要件 ▼

敷地内禁煙

施設と施設のある敷地内の すべてが禁煙であること または

屋内禁煙

施設内(単独施設またはテナント等)が禁煙であること

▼ 認証までの流れ ▼

申請

施設の所在地を管轄する県保健所(裏表紙参照)に申請書を提出してください。

申請書はお近くの県保健 所または県のホームペー ジにて入手してください。

審査

申請書に基づき、認証の要件に該当する施設かどうか審 者します。

> 必要に応じて現場確認 を行います。

認証

審査結果について文書で通知 します。 認証された場合は、 証書とステッカーを交付します。

> 県ホームページにおいて、 施設のお名前等を広報します。

詳しくは、

埼玉県たばこ認証

検索

http://www.pref.saitama.lg.jp/a0704/kitsuentaisaku/shisetsu.html

施設の所在市町村別お問合せ先

施設のある市町村	お問合せ先	電話番号 ファックス番号
さいたま市、川越市、越谷市、川口市、 複数の市町村にまたがる場合	県健康長寿課	048-830-3582 048-830-4804
蕨市、戸田市	南部保健所	048-262-6111 048-261-0711
朝霞市、志木市、和光市、新座市、 富士見市、ふじみ野市、三芳町	朝霞保健所	048-461-0468 048-461-0133
春日部市、松伏町	春日部保健所	048-737-2133 048-736-4562
草加市、八潮市、三郷市、吉川市	草加保健所	048-925-1551 048-925-1554
鴻巣市、上尾市、桶川市、北本市、伊奈町	鴻巣保健所	048-541-0249 048-541-5020
東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、 川島町、吉見町、ときがわ町、東秩父村	東松山保健所	0493-22-0280 0493-22-4251
坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町、越生町、 鳩山町	坂戸保健所	049-283-7815 049-284-2268
所沢市、飯能市、狭山市、入間市、日高市	狭山保健所	04-2954-6212 04-2954-7535
行田市、加須市、羽生市	加須保健所	0480-61-1216 0480-62-2936
久喜市、蓮田市、幸手市、白岡市、 宮代町、杉戸町	幸手保健所	0480-42-1101 0480-43-5158
熊谷市、深谷市、寄居町	熊谷保健所	048-523-2811 048-523-4486
本庄市、美里町、神川町、上里町	本庄保健所	0495-22-6481 0495-22-6484
秩父市、横瀬町、皆野町、長瀞町、 小鹿野町	秩父保健所	0494-22-3824 0494-22-2798

【参考】健康増進法の一部を改正する法律全般に関するお問合せ先

受動喫煙対策に係るコールセンター(厚生労働省)

電話番号 03-5539-0303

(受付時間9:30~18:15(土日・祝日は除く))

- ・受動喫煙対策に関するご質問・ご意見等を承るコールセンターです。
- ・主に健康増進法の一部を改正する法律に関するご質問・ご意見等を受け付けています。